

平成九年五月十二日提出
質問第二二二号

介護力強化病院の療養型病床群への移行に関する質問主意書

提出者 枝野 幸男

介護力強化病院の療養型病床群への移行に関する質問主意書

現在、審議中の公的介護保険法案が成立、施行された場合の、介護力強化病院の療養型病床群への移行に関して、いくつかの問題の発生が考えられる。これらの問題点について、政府の認識、対応策を確認したい。

したがって、次の事項について質問する。

- 一 医療法上の特例許可老人病院のうち、いわゆる介護力強化病院（正式には老人入院医療管理病院）の病床は、介護保険制度の導入に伴い、原則として介護保険の給付対象施設となり、さらに施行後三年以内に医療法上の療養型病床群（介護保険上の介護療養型医療施設）への移行が必要となるとの理解でよいか。
- 二 その場合、その時点で従来の医療法上の特例許可老人病院制度や介護力強化病院制度はどうなるのか。廃止されるのか。
- 三 その際、特例許可老人病院、介護力強化病院は、一般病床または療養型病床群に、移行しなければならぬのか。

四 以上の認識が正しいとすれば、介護力強化病院は、療養型病床群への移行が望ましいと考えるが、この

移行には増改築を伴う病棟改修等が必要である。ところが、特に東京など大都市圏では、土地の確保、建ぺい率・容積率の問題からも増築の不可能な病院が多数ある。こうした病院では大幅な病床削減が必要になり、多数の患者の退院先の確保、多数の職員の削減などの問題が生じる。こうした問題を、政府はどのように把握し、どのような対応を考えているのか。

五 また、医療法の改正により、二次医療圏単位で一般病院並びに療養型病床群の整備目標が、介護保険に先行して定められ、介護力強化病院が前問で指摘した問題点をクリアしながら療養型病床群への移行の努力をしているうちに、目標が達成され、移行ができなくなる事態も考えられる。この問題を政府はどのように認識し、どのような対応を考えているのか。

六 前問に付随する事項であるが、従来の医療計画においては、老人病院も一般病院として取り扱っており、二次医療圏単位でみると、東京都などは介護力強化病院病床も含めた老人病床の地域偏在があり、療養型病床群の整備目標を、画一的に二次医療圏単位に定めることは適切ではないと考えるがどうか。このことが、前問の問題点を助長することもあると考えるがどうか。対応は考えられないか。

右質問する。